

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成16年10月20日京都市条例第18号）（建設局道路部放置車両対策課）

京都市石田駅自転車等駐車場を京都市伏見区石田森東町46番地に設置するとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成16年11月26日から施行することとしました。

なお、定期駐車券の発行等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年10月20日

京都市長 榊本 頼兼

京都市条例第18号

京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第11条を削る。

第10条第1項中「第4条本文」を「第5条本文」に、「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「第11条の規定に基づき自転車等駐車場の管理を行う団体(以下「指定管理者」という。)」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条本文中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第5条とする。

第3条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条を第4条とする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第2条 自転車等駐車場の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 自転車等駐車場の供用に係る業務
- (2) 第4条の規定による利用の制限に係る業務

(3) 自転車等駐車場の維持管理に係る業務

(4) その他市長が必要と認める業務

第12条を削り，第13条を第12条とする。

別表第1京都市桂駅西口自転車駐車場の項の次に次の1項を加える。

京都市石田駅自転車等駐車場	京都市伏見区石田森東町46番地
---------------	-----------------

別表第2中「第2条関係」を「第3条関係」に改め，同表(1)の項中「京都市花園駅自転車等駐車場」の右に「，京都市石田駅自転車等駐車場」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成16年11月26日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 定期駐車券の発行その他京都市石田駅自転車等駐車場を供用するために必要な準備行為は，この条例の施行前においても行うことができる。

(建設局道路部放置車両対策課)